

佐野市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和 条例

目次

第1章 総則（第1条―第7条）

第2章 設置事業の許可（第8条―第20条）

第3章 設置事業の届出（第21条―第23条）

第4章 再生可能エネルギー発電設備等の適正管理等（第24条―第26条）

第5章 佐野市再生可能エネルギー発電設備設置審議会（第27条）

第6章 雑則（第28条―第36条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、自然環境、景観及び生活環境（以下「自然環境等」という。）と調和のとれた再生可能エネルギー発電設備の設置について必要な事項を定めることにより、本市の美しい自然環境及び景観を維持し、並びに安全で安心な生活環境の保全を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 再生可能エネルギー発電設備 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備（送電に係る電柱等を除く。）をいう。
- （2） 設置事業 市の区域内において再生可能エネルギー発電設備を設置する事業（造成工事（木竹の伐採、切土、盛土等をいう。以下同じ。）を含む。）をいう。
- （3） 設置事業者 設置事業を計画し、これを実施する者をいう。
- （4） 事業区域 設置事業を行う土地（再生可能エネルギー発電設備に附属する管理施設、変電施設、緩衝帯等に係る土地を含む。）であって、柵塀等の工作物の設置その他の方法により当該土地以外の土地と区

別された区域をいう。

- (5) 土地所有者等 事業区域に係る土地の所有者、占有者又は管理者をいう。
- (6) 近隣住民 事業区域の境界から50メートル以内の区域に居住し、又は土地若しくは建物を所有する者及び当該設置事業によりこれらの者と同程度の生活環境上の影響を受けると認められる者をいう。
- (7) 該当町会 佐野市町会設置規則（平成17年佐野市規則第7号）別表に掲げる町会（以下この号において「町会」という。）であって事業区域又は当該事業区域の境界から50メートル以内の区域を町会が活動する区域に含むもの及び前号の同程度の生活環境上の影響を受けると認められる者が居住する区域を含む町会をいう。

（基本理念）

第3条 本市の美しい自然環境及び景観並びに安全で安心な生活環境は、市民の長年にわたる努力により形成されてきたものであることに鑑み、市民共通のかけがえのない財産として、現在及び将来の市民がその恵沢を享受することができるようその保全及び活用が図られなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念（第7条において「基本理念」という。）にのっとり、自然環境等の保全と設置事業との調和が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

（設置事業者の責務）

第5条 設置事業者は、この条例及び関係法令を遵守し、自然環境若しくは景観を損ない、又は災害若しくは市民の生活環境への被害が発生する事態が生ずることのないよう必要な措置を講ずるとともに、近隣住民及び該当町会（以下「近隣住民等」という。）と良好な関係を保たなければならない。

（土地所有者等の責務）

第6条 土地所有者等は、設置事業により、自然環境若しくは景観を損ない、又は災害若しくは市民の生活環境への被害が発生する事態が生ずることのないよう事業区域を適正に管理しなければならない。

（市民の責務）

第7条 市民は、基本理念にのっとり、第4条の施策及びこの条例に定める

手続の実施に協力するよう努めなければならない。

第2章 設置事業の許可

(保全地区)

第8条 市長は、自然環境等の保全と設置事業との調和が特に必要であると認められる地区（以下「保全地区」という。）を指定するものとする。

(保全地区の指定)

第9条 保全地区は、次のとおりとする。

- (1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域
- (2) 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された砂防指定地
- (3) 河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域及び同法第54条第1項の規定により指定された河川保全区域
- (4) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により指定された鳥獣保護区
- (5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4第1項の規定により定めた同項第1号の地区計画であつて、良好な住宅地、良好な住環境及び良好な住宅団地としての市街地形成を目指すもの
- (6) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡、名勝若しくは天然記念物、栃木県文化財保護条例（昭和38年栃木県条例第20号）第31条第1項の規定により指定された栃木県指定史跡、栃木県指定名勝若しくは栃木県指定天然記念物又は佐野市文化財保護条例（平成17年佐野市条例第107号）第40条第1項の規定により指定した佐野市指定史跡、佐野市指定名勝若しくは佐野市指定天然記念物に係る区域
- (7) 栃木県立自然公園条例（昭和33年栃木県条例第11号）第4条第1項の規定により指定された県立自然公園の区域
- (8) 自然環境の保全及び緑化に関する条例（昭和49年栃木県条例第5号）第12条第1項の規定により指定された栃木県自然環境保全地域

(9) 前各号に掲げるもののほか、次のアからオまでに掲げる地区のいずれかに該当するものとして市長が指定する地区

ア 山岳、河川、森林、湖沼等の所在する自然環境が良好な地区であつて、当該自然環境を保全することが特に必要であると認められるもの

イ 歴史的な特色を有する地区であつて、当該歴史的な特色を保護するため自然環境又は景観を保全することが特に必要であると認められるもの

ウ 地域を象徴する優れた景観が保たれている地区であつて、当該景観を保全することが特に必要であると認められるもの

エ 土砂崩れ、氾濫等の災害が発生する危険性が高い地区であつて、当該災害の発生を防止するため造成工事を制限することが特に必要であると認められるもの

オ 住居の環境を保護すべき地区であつて、住宅密集地等の静穏を保持することが特に必要であると認められるもの

2 市長は、前項第9号に掲げる地区の指定を行おうとするときは、あらかじめ、第27条第1項に規定する佐野市再生可能エネルギー発電設備設置審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、第1項第9号に掲げる地区の指定を行ったときは、その旨を告示するものとする。この場合において、当該指定は、当該告示によりその効力を生ずる。

(保全地区の指定の変更及び解除)

第10条 市長は、保全地区の指定を変更し、又は解除する必要があると認めるときは、速やかに、当該指定を変更し、又は解除するものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による保全地区の指定の変更又は解除について準用する。

(設置事業の許可等)

第11条 設置事業者は、保全地区を含み、又は面積が5万平方メートル以上である事業区域において設置事業を行おうとするときは、当該事業区域に係る設置事業に関する計画（以下「設置事業計画」という。）を定め、当該設置事業計画について市長の許可（以下「設置許可」という。）を受けな

なければならない。ただし、次に掲げる設置事業については、この限りでない。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の屋根又は屋上に設置する設置事業

(2) 工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項第1号に規定する環境施設として太陽光発電施設を設置する設置事業

2 設置許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 設置事業計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

(1) 設置事業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地。以下同じ。）

(2) 事業区域の所在及び面積

(3) 設置事業に係る工事施行者（以下「工事施行者」という。）の氏名及び住所

(4) 設置事業の完了時における土地の形状

(5) 再生可能エネルギー発電設備を設置する位置

(6) 設置する再生可能エネルギー発電設備の構造及び最大出力

(7) 設置事業の期間及び工程

(8) 自然環境及び景観の保全のための方策

(9) 排水施設、擁壁その他土砂等の流出及び崩壊を防止する施設の計画

(10) 太陽光の反射、騒音等による生活環境に対する被害を防止するための措置

(11) 前2号に掲げるもののほか、災害、事故、生活環境に対する被害等の発生を防止するための措置

(12) 設置事業の施行に必要となる法令及び他の条例に基づく許認可の取得に関する計画

(13) 設置事業の完了後における再生可能エネルギー発電設備の維持管理に関する計画

(14) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
(事前協議)

第12条 前条第2項の規定による申請をしようとする者（以下「申請予定

事業者」という。)は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に協議しなければならない。

2 市長は、前項の規定による協議があったときは、当該申請予定事業者に対し、当該設置事業に係る必要な指導及び助言をすることができる。

(説明会の開催等)

第13条 申請予定事業者は、近隣住民等に対し設置事業計画の周知を図るため、当該設置事業計画に係る事業区域内の公衆の見やすい場所に規則で定める標識を設置しなければならない。

2 申請予定事業者は、前項の規定により標識を設置した日から起算して14日以内に近隣住民等に対し、設置事業計画についての説明会を開催しなければならない。ただし、市長が当該説明会を開催することが困難であると認めるときは、この限りでない。

3 近隣住民等は、規則で定めるところにより、前項の説明会を開催した申請予定事業者に対し、設置事業計画に関する意見を申し出ることができる。

4 前項の規定による意見の申出があったときは、当該申請予定事業者は、規則で定めるところにより、当該申出をした近隣住民等と協議しなければならない。

5 申請予定事業者は、第1項の規定により標識を設置したとき、第2項の規定により近隣住民等への説明会を開催したとき、第3項の規定による意見の申出があったとき、又は前項の規定による協議を行ったときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(設置許可の基準等)

第14条 市長は、設置許可の申請があったときは、当該申請に係る設置事業が次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、設置許可をしてはならない。

(1) 事業区域の周辺地域(以下「周辺地域」という。)における自然環境を害するおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること。

(2) 周辺地域における景観を害するおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること。

(3) 周辺地域において土砂崩れ、氾濫その他の災害を発生させるおそれ

がないこととして規則で定める基準に適合していること。

- (4) 設置事業の完了時における事業区域の高さ、法面の勾配、土地の造成を行う面積等の造成計画が宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）、都市計画法その他の関係法令（次号及び第6号において「関係法令」という。）及び規則で定める基準に適合していること。
- (5) 排水施設、擁壁その他の施設が関係法令及び規則で定める基準に適合していること。
- (6) 地形、地質及び周辺地域の状況に応じ配慮すべき事項又は講ずべき措置が関係法令及び規則で定める基準に適合していること。
- (7) 周辺地域における道路、河川、水路その他の公共施設の構造、管理等に支障を来すおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること。
- (8) 太陽光の反射、騒音等による生活環境に対する被害を防止するための措置その他の近隣住民等の生活環境を保全すべき措置が講じられていることとして規則で定める基準に適合していること。
- (9) 設置する再生可能エネルギー発電設備が電気事業法（昭和39年法律第170号）、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法その他の関係法令の基準に適合していること。
- (10) 市の環境に関する計画、景観に関する計画、都市計画に関する計画その他の計画に適合していること。
- (11) 前条第2項の説明会及び同条第4項の規定による協議を適切に実施していること。

2 市長は、第11条第2項の規定による申請をした者又は当該申請に係る工事施行者が次の各号のいずれかに該当する場合は、設置許可をしないことができる。

- (1) 設置事業計画を実施するために必要な資力及び信用を有すると認められないとき。
- (2) 第20条の規定により設置許可又は第19条第1項に規定する変更許可を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しないとき。

3 市長は、設置許可をするときは、あらかじめ、第27条第1項に規定す

る佐野市再生可能エネルギー発電設備設置審議会の意見を聴かなければならない。

- 4 市長は、自然環境若しくは景観の保全又は災害若しくは生活環境への被害の発生の防止のために必要があると認めるときは、設置許可に条件を付することができる。

(標識の掲示)

第15条 設置許可を受けた設置事業者（以下「許可事業者」という。）は、当該設置許可に係る設置事業（以下「許可事業」という。）を実施している間、当該許可事業の事業区域内の公衆の見やすい場所に、規則で定める標識を掲示しなければならない。

(関係書類の閲覧)

第16条 許可事業者は、規則で定めるところにより、許可事業を実施している間、この条例の規定により市長に提出した書類の写しを、近隣住民等の求めに応じ、閲覧させなければならない。

(着手の届出)

第17条 許可事業者は、許可事業に着手しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(完了の届出等)

第18条 許可事業者は、許可事業を完了したときは、規則で定めるところにより、完了した日から起算して10日以内に、市長に届け出なければならない。許可事業を廃止した場合も、同様とする。

- 2 市長は、前項前段の規定による届出があったときは、速やかに、設置許可の内容に適合しているかどうかについて検査し、適合していると認めるときは、許可事業者に検査済証を交付するものとする。

- 3 許可事業者は、前項の検査済証の交付を受けた後でなければ、当該許可事業の事業区域に設置された再生可能エネルギー発電設備を使用してはならない。

(設置事業の変更の許可)

第19条 許可事業者は、第11条第3項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、当該変更について市長の許可（以下「変更許可」という。）を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更につ

いては、この限りでない。

- 2 変更許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。
- 3 許可事業者は、第1項ただし書の軽微な変更をした場合は、規則で定めるところにより、速やかに、市長に届け出なければならない。
- 4 第12条から前条までの規定は、変更許可について準用する。

(設置許可又は変更許可の取消し)

第20条 市長は、許可事業者又は変更許可を受けた許可事業者（以下「変更許可事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、その許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、設置許可又は変更許可を受けたとき。
- (2) 設置許可又は変更許可を受けた日から起算して1年を経過する日までに当該設置許可に係る設置事業に着手しなかったとき。
- (3) 設置許可又は変更許可を受け、当該許可に係る設置事業に着手した日以後1年を超える期間引き続き設置事業を行っていないとき。
- (4) 第14条第1項（前条第4項において準用する場合を含む。）に規定する要件を満たさない設置事業を行ったとき。
- (5) 第14条第4項（前条第4項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反したとき。
- (6) 前条第1項の規定に違反して変更許可を受けずに設置事業を行ったとき。
- (7) 第32条第1項又は第3項の規定による命令に従わないとき。

第3章 設置事業の届出

(設置事業の届出)

第21条 保全地区を含まない事業区域であって、その面積が500平方メートル以上5万平方メートル未満のものにおいて設置事業を行おうとする設置事業者は、当該設置事業に着手する日の30日前までに、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる設置事業については、この限りでない。

- (1) 建築基準法第2条第1号に規定する建築物の屋根又は屋上に設置する設置事業

(2) 工場立地法第4条第1項第1号に規定する環境施設として太陽光発電施設を設置する設置事業

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出を行った設置事業者（以下「届出事業者」という。）に対し、当該設置事業に係る必要な指導及び助言をすることができる。

（届出に係る設置事業の周知）

第22条 前条第1項の規定による届出を行おうとする設置事業者又は届出事業者は、設置事業に着手する前に、近隣住民等に対し当該設置事業の周知を図り、当該設置事業への理解を得るよう努めなければならない。

（設置事業の変更の届出）

第23条 届出事業者は、第21条第1項の規定により届け出た内容を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の規定による届出について準用する。

第4章 再生可能エネルギー発電設備等の適正管理等

（再生可能エネルギー発電設備等の適正管理）

第24条 再生可能エネルギー発電設備を用いて発電を行う事業（以下「発電事業」という。）を行う者（以下「発電事業者」という。）は、当該発電事業を実施している間、自然環境若しくは景観を損ない、又は災害若しくは市民の生活環境への被害が発生する事態が生ずることのないよう当該発電事業を行う土地（再生可能エネルギー発電設備に附属する管理施設、変電施設、緩衝帯等に係る土地を含む。以下「発電事業区域」という。）及び当該再生可能エネルギー発電設備を適正に管理しなければならない。

（異常発生時の対応）

第25条 発電事業者は、その使用する再生可能エネルギー発電設備及び発電事業区域に異常が生じた場合は、速やかに現地を確認し、早急に必要な措置を講ずるとともに、当該異常について発電事業区域の周辺に居住する住民に周知し、及び市長に通報しなければならない。ただし、軽微な異常の場合は、この限りでない。

2 市長は、発電事業により、自然環境若しくは景観を損ない、又は災害若しくは市民の生活環境への被害が発生する事態が生ずるおそれがあると認

めるときは、当該発電事業者に対し、当該事態が生ずることを防止するために必要な措置を講ずることを求めることができる。

- 3 市長は、前項に規定する場合において、同項の事態が発電事業者以外の者の行為によるものであるときは、当該者に対し、同項の措置を講ずることを求めることができる。

(発電事業終了後の適正処分等)

第26条 発電事業者は、発電事業を終了したときは、再生可能エネルギー発電設備その他当該発電事業に用いた設備等を速やかに撤去し、及び適正に処分しなければならない。

- 2 発電事業者又は土地所有者等は、発電事業を終了したときは、当該発電事業区域を原状に回復する措置を講じなければならない。

第5章 佐野市再生可能エネルギー発電設備設置審議会

第27条 再生可能エネルギー発電設備の設置に関する重要事項を調査審議するため、市長の附属機関として、佐野市再生可能エネルギー発電設備設置審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、市長の諮問に応じ、再生可能エネルギー発電設備の設置に関する事項を調査審議する。
- 3 審議会は、前項の規定による調査審議を行うほか、再生可能エネルギー発電設備の設置に関する事項について、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、委員7人以内をもって組織する。
- 5 委員は、自然環境等の保全と設置事業との調和に関する知識又は経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 雑則

(地位の承継)

第28条 許可事業者が当該許可事業の全部を譲渡し、又は許可事業者につ

いて相続、合併若しくは分割（当該許可事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、当該許可事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該許可事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該許可事業の全部を承継した法人は、当該許可事業者の地位を承継する。

- 2 前項の規定により許可事業者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、速やかに、市長に届け出なければならない。

（報告の徴収）

第29条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、設置事業者、工事施行者、発電事業者又は土地所有者等に対し、報告を求めることができる。

（立入検査）

第30条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、設置事業者、工事施行者又は発電事業者の事務所若しくは事業所又は事業区域に立ち入り、設置事業若しくは発電事業の状況若しくは施設、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（勧告）

第31条 市長は、許可事業者にあつては設置許可を受けた設置事業計画、変更許可事業者にあつては変更許可を受けた設置事業計画に従って事業を施行していないと認めるときは、当該許可事業者又は当該変更許可事業者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずることを勧告することができる。

- 2 市長は、第11条第1項、第19条第1項、第21条第1項又は第23条第1項の規定に違反した設置事業者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずることを勧告することができる。
- 3 市長は、第18条第2項(第19条第4項において準用する場合を含む。)

の規定による検査の結果、設置許可又は変更許可の内容に適合しないと認めるときは、当該許可事業者又は当該変更許可事業者に対し、その内容に適合するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

(命令)

第32条 市長は、許可事業者又は変更許可事業者が、正当な理由なく、前条第1項の規定による勧告に従わないときは、当該許可事業者又は当該変更許可事業者に対し、工事その他の行為の停止を命じ、又は相当の期限を定めて再生可能エネルギー発電設備の除却、事業区域の原状回復その他違反を是正するため必要な措置を講ずることを命ずることができる。

2 市長は、前条第2項の設置事業者（第21条第1項又は第23条第1項の規定に違反した設置事業者を除く。）が、正当な理由なく、前条第2項の規定による勧告に従わないときは、当該設置事業者に対し、設置事業の中止を命じ、又は相当の期限を定めて再生可能エネルギー発電設備の除却、事業区域の原状回復その他違反を是正するため必要な措置を講ずることを命ずることができる。

3 市長は、許可事業者又は変更許可事業者が、正当な理由なく、前条第3項の規定による勧告に従わないときは、当該許可事業者又は当該変更許可事業者に対し、相当の期限を定めて、再生可能エネルギー発電設備の除却、事業区域の原状回復その他必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(公表)

第33条 市長は、第20条の規定による許可の取消しをしたとき、又は前条の規定による命令をしたときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 当該許可の取消し又は命令を受けた者の氏名及び住所

(2) 当該許可の取消し又は命令の内容

2 市長は、設置事業者がこの条例に基づく届出、申請、報告等において、虚偽記載等の不正行為を行ったと認めるときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 当該設置事業者の氏名及び住所

(2) 当該設置事業者が行った不正行為の内容

(手数料)

第34条 設置許可又は変更許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を、当該申請の際に納付しなければならない。

- (1) 設置許可の申請 事業区域の面積を、佐野市手数料条例（平成17年佐野市条例第66号）別表都市計画関係手数料の項の表第2号の部主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の項に規定する開発区域の面積とみなして、同項の規定を適用して算定した額
- (2) 事業区域の面積の変更を伴わない変更許可の申請 前号の規定により算定した額に10分の1を乗じて得た額
- (3) 事業区域の面積の増加を伴う変更許可の申請 変更前の事業区域の面積について前号の規定を適用して算定した額と、変更により増加する事業区域の面積について第1号の規定を適用して算定した額とを合算した額。ただし、その額が48万円を超える場合は、48万円とする。
- (4) 事業区域の面積の減少を伴う変更許可の申請 変更後の事業区域の面積について第2号の規定を適用して算定した額

2 前項の規定により徴収した手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（手数料の減免）

第35条 市長は、国又は地方公共団体が実施する設置事業については、手数料を減額し、又は免除することができる。

（委任）

第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年7月1日から施行する。ただし、第11条、第14条から第20条まで、第28条及び第31条から第35条までの規定（設置許可又は変更許可に係る部分に限る。）並びに次項から附則第4項までの規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第11条の規定は、前項ただし書に規定する日（以下「設置許可施行日」という。）以降に着手する設置事業について適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、第9条第1項第9号の市長が指定する地区を含む事業区域に係る設置事業については、第11条の規定は、当該地区の指定に係る第9条第3項の告示の日の翌日から起算して3月を経過した日以降に着手する設置事業について適用する。
- 4 第19条の規定は、同条に規定するもののほか、設置許可施行日前に行われた設置事業又は設置許可施行日において現に着手している設置事業であって、その設置事業が設置許可施行日以降に行われたとしたならば設置許可を受けて施行することとなるものについて適用する。この場合において、同条第1項中「許可事業者」とあるのは「附則第4項の規定の適用を受ける設置事業者」とする。
- 5 第21条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以降に着手する設置事業について適用する。この場合において、施行日から30日を経過する日までの間、同条第1項中「当該設置事業に着手する日の30日前までに」とあるのは「あらかじめ」とする。
- 6 第21条から第23条まで及び第31条から第33条までの規定は、施行日から設置許可施行日の前日までの間に着手する保全地区（第9条第1項第1号から第8号までに掲げる保全地区に限る。）を含み、又は面積が5万平方メートル以上である事業区域に係る設置事業について適用する。この場合において、第21条第1項中「保全地区を含まない事業区域であって、その面積が500平方メートル以上5万平方メートル未満のもの」とあるのは「保全地区（第9条第1項第1号から第8号までに掲げる保全地区に限る。）を含み、又は面積が5万平方メートル以上である事業区域」と、第22条中「前条第1項」とあるのは「附則第6項の規定により読み替えて適用する前条第1項」と、第23条第1項及び第31条第2項中「第21条第1項」とあるのは「附則第6項の規定により読み替えて適用する第21条第1項」とする。
- 7 第23条の規定は、同条に規定するもののほか、施行日前に行われた設置事業又は施行日において現に着手している設置事業であって、その設置

事業が施行日以降に行われたとしたならば第21条第1項の規定による届出を行って施行することとなるものについて適用する。この場合において、同項中「届出事業者」とあるのは「附則第7項の規定の適用を受ける設置事業者」とする。